令和８年度　**伝法保育園利用重要事項抜粋**

１．クラス担任

園長	０歳児	もも１	もも２	もも３	もも４	たんぽぽ		ゆり		すみれ	
丸茂咸子	３名	２名	３名	３名	３名	1	２名	1	１名	1	１名
								2	１名	2	１名
副園長		一時預かり				2	１名				
丸茂湛裕		３名						3	１名	3	１名
主任	副主任	フリー保育士									
斉藤友美	朝木有美江	６名									

２．事務・給食・看護師・早朝・残留

事務	給食	看護師	早朝	残留
２名	栄養士３名 調理師２名	１名	８名	５名

職員４６名（うち非常勤１５名）

３．利用定員　定員２５０名　（令和８年４月１日現在）

０歳児（６ヶ月以上）	１歳児	２歳児	３歳児以上
６名	２６名	３５名	１３７名

４．子どもを預けることができる条件

事　由	内　　容
１．家庭外労働	家庭外で仕事をしており、保育ができない場合。月 16 日以上かつ１日４時間以上の就労が必要
２．家庭内労働	家庭内で家事以外の仕事をしており、保育ができない場合 月 16 日以上かつ１日４時間以上の就労が必要(内職の場合、月 15,000 円以上の収入が必要)
３．妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない（出産前３か月から産後８週経過月の月末まで）
４．疾病・障害	病気や負傷または心身に障害があり、児童の保育ができない場合
５．介護・看護	長期にわたり介護または看護を必要とする傷病者等がおり、保育ができない場合
６．災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、保育ができない場合
７．求職活動	起業準備を含み、認定基準を満たす仕事をさがしている場合
８．就学	学校に在籍または職業訓練を受けているため、保育ができない場合
９．虐待・ＤＶ	保育の必要性が認められる場合（日中子どもが家庭にいることが適当でない場合等）
10．育児休業	すでに保育園等に在園しており、下の子の育児休業取得中も継続入園を希望する場合
11．その他市長が認める者	保育を必要とする特別の事由がある場合

５．開園時間・延長保育

保育時間		平日	土曜日
基本保育時間		8:30 ～16:30	8:30 ～ 12:30
延長保育時間	早朝	7:00 ～ 8:30	7:00 ～ 8:30
	夕方	16:30 ～18:30	12:30 ～ 18:00

迎えが 18:00 以降（土曜日は 17:00 以降）になる場合はお電話ください。

※18:30 には閉園します（土曜日は 18:00)。

６．延長保育料金（延長保育希望の場合）

基本料金：ひと月 1,000 円（１世帯あたり）

短時間認定の場合　7:00～8:30 の間の 30 分毎 100 円、16:30 以降 18:30 まで 30 分毎 100 円

標準時間認定の場合　18:00～18:30　100 円

７．一時預かり事業

母親等の入院・疾病・家族の介護、緊急事態等で家庭での保育ができない場合、一時的に児童を預かるシステムです。

（１）**非定型保育サービス事業**

継続的に家庭で保育が困難な場合、週２回ないし３回程度、月に１５日以内児童を預かる。

（２）**私的理由による保育サービス事業**

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消のため、連続３日を限度として月５日以内利用できる。

（３）**緊急保育サービス事業**

０歳児（生後６ヶ月以上）から小学校入学までの児童で、保護者が入院・出産・事故等緊急事態で、やむを得ず一時的に家庭の保育が困難となる場合、月１４日を限度として預かる。

里帰り出産の場合もこの制度を利用できるが、その場合祖父母の就労証明書が必要となる。

（４）**保育時間**　月～金　8:30～16:30

８．一時預かりの料金（一日あたり）

３歳児以上：1,300 円、１・２歳児：1,600 円、０歳児：1,800 円　※半日（食事なし）の場合、半額

９．一時預かり事業実施園

サービスの形	公立	私立
1）非定型保育サービス事業 2）私的理由による保育サービス事業	第一保育園 松野こども園 みなみっこ	伝法保育園、富士見台リズム保育園、富士わかば保育園、蓮沼保育園、 たかおかこども園、中里保育園、長田小児センター、つぐみ、 さんめい保育園、Baby Resort 菜桜、さにぃがぁでん、 もこちゃんハウス
3）緊急保育サービス事業	すべての公私立保育園及び各認定こども園、小規模保育事業所	

10. 登園・降園

登園・降園は保護者がついてきてください。昇降口で、登降園管理システムに登降園時間を登録します。
車で登降園する場合、他の妨げにならないよう、長時間の駐車や停車はご遠慮ください。
迎えは、次のようにしてください。
事前に児童票に迎えにくる予定の人を３名記入しておいてください。登録してある方は首に園児の名前を記入した名札をつけてきてください。
この登降園管理システムを利用して、メール配信をします。

11. 園並びに市への支払い費用

（１）毎月徴収額　絵本代：440～490 円（階層による）
後援会費：第一子 700 円、第二子 300 円、第三子以降 0 円

（２）保　育　料　３～５歳児は無償。
０～２歳児は市で決める保育料を次の２方法のうち１つを選び納入していただきます。
① 自主納入　「保育料納付通知書兼領収書」で毎月金融機関に納入する。
② 口座振替　金融機関の口座から引き落とす。
（４月は 20 日、以降は毎月 10 日。振替日が休業日となる場合は翌営業日）

（３）給　食　費　３～５歳児は月～金の副食代 4,200 円、土曜日登園児一食 210 円を前の月末に支払う。
０～２歳児の給食費は保育料に含まれています。

（４）滞　　納　未納が多額になった場合、市の徴収係が対応し、法的措置がとられる場合があります。

（５）そ　の　他　行事や教材等で費用が発生した場合、用途や金額を明示した上で実費を申し受けます。

12. 住所・世帯構成員・就労先変更等の手続き

住所・世帯構成員等に変更があった場合は、園備え付けの「教育・保育給付認定変更申請書 兼 記載内容変更届」を提出します。就労先変更の場合も、新たな就労先の「就労証明書」を提出してください。

13. 保育中児童の体調が悪くなったとき

保育中、発熱等体調不良になった場合（37.5℃以上になった場合、嘔吐、下痢等）は連絡をいれますのでお迎えをお願いいたします。

14. 感染症にかかった場合

感染症（けんこう手帳８頁参照）にかかった場合は、厚生労働省のガイドラインに従って、出席停止になります。「けんこう手帳」の「意見書」を医師に書いてもらうか、「登園届」を保護者が書き（疾病による）、園に提出してください。

15. 与薬

保育園では昼食時には原則として薬を服用できないことを医師に伝え、朝夕２回にしてもらってください。やむを得ず与薬を依頼する場合は、看護師に「与薬依頼書」、薬、薬の説明書を提出してください。医師の指示があった薬は、1 回分のみ対応(水薬も 1 回分のみ別の容器に入れ､容器や袋には名前を書いてください)。与薬後は「与薬連絡票」をお渡しします。

16. 予防接種

予防接種には副反応の発生がありますので、経過観察が必要となります。接種後は家庭保育をお願いします。

17. 安全教育

保育園では安全計画を策定し、毎月一回避難訓練等を行い、他にも交通安全指導を行う等、子どもや職員の安全に配慮しています。

18. ご意見（苦情）、ご要望の受付

苦情・ご意見を承っています。苦情・ご意見がありましたら、南園舎・北園舎昇降口に「ご意見箱」を設置してありますので、ご記名のうえご意見をください。匿名の場合も、ご意見には対応いたします。

内部対応者 ： 園長 丸茂咸子、副園長 丸茂湛裕、主任 斉藤友美
第三者委員 ： 大塚芳正（当会監事　℡ 0545-39-0061)、藁科靖（当会監事　℡ 0545-52-4995）

19. 個人情報保護

当園では、個人情報が不正に使用されたり、紛失・改ざん・遺漏しないように管理しています。
園児の家庭状況・住所・保護者の経済状況・児童の状況等、個人情報は外に漏れないよう努力しております。
クラスの名簿、電話番号等を全員に配布はいたしません。

20. 園のホームページ

https://fuji-denbo.jp